

各 { 都道府県、市、特別区水道行政担当部（局）
厚生労働大臣認可水道事業者
厚生労働大臣認可水道用水供給事業者
国設専用水道設置者 } 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

ガソリンスタンドからのガソリン漏洩に伴うベンゼンの水質基準超過について

先般、北海道室蘭市において、ガソリンスタンドで発生した漏洩により、ガソリンに含まれるベンゼンが水道管に混入したため、近隣住民の利用する水道水から水質基準を超えるベンゼンが検出されたところである。

については、「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成15年10月10日付け健水発第1010001号厚生労働省健康局水道課長通知）の第2「水質異常時の対応について」及び「水質異常時における摂取制限を伴う給水継続の考え方について」（平成28年3月31日付け生食水発0331第2～4号厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部水道課長通知）に基づき、必要な対応を迅速かつ適切に行うとともに、需要者から検査の請求があった場合は水道法第18条に基づき速やかに検査を実施するよう改めてお願いする。

また、飲料水に係る水質異常などが発生した場合には、「飲料水健康危機管理実施要領」及び「健康危機管理の適正な実施並びに水道施設への被害情報及び水質事故等に関する情報の提供について」（平成25年10月25日付け健水発1025第1号厚生労働省健康局水道課長通知）に基づき、当課宛てに直ちに連絡することも併せてお願いする。

なお、室蘭市における対応の経緯等については下記を参考にされたい。

都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者並びに専用水道設置者に対して、本件を周知していただくようお願いする。

記

1. 水質異常及び室蘭市の対応の経緯

令和4年6月16日	住民から水道水から油の臭いがするとの問い合わせ。 市職員が住民宅を訪問し、油臭を確認。
令和4年6月17日	異臭の原因調査を開始。
令和4年7月8日	試掘箇所水道管周りで土壌中の油成分を確認。 油成分を含む土壌中を通過する水道管からの配水を遮断し、配水ルート の切り替え実施。
令和4年7月12日	隣接するガソリンスタンドから消防本部に対し、地下埋設配管からの 漏洩の報告。
令和4年7月26日	油成分を含む土壌中を通過する水道管から水道水を採水し、分析機関 に水質検査を依頼。
令和4年8月8日	水道水（7月26日採水）から水質基準を超えるベンゼンと油の臭気を 確認。
令和4年8月9日、 12日	配水ルート切り替え後の水道水について、安全性を確認するため、対 象街区の各家庭等から水道水を採水し、水質検査を実施。
令和4年8月24日	配水ルート切り替え後の水道水について、8月9日及び12日に採水し た12箇所について、水質基準に適合していることを確認。
令和4年9月27日、 29日	当該ガソリンスタンドの周辺5街区から選定した20軒の給水栓から水 道水を採水し、水質検査を実施。
令和4年9月28日、 10月2日	当該地区の住民等を対象に、ベンゼンによる健康への影響を調査する ため、生活状況調査票による問診と健康影響調査（尿検査・血液検 査）を実施。
令和4年10月11日	9月27日及び29日に採水した20軒の水道水において水質基準に適合し ていることを確認。
令和4年10月31日 ～令和5年2月9日	健康影響評価検討委員会、住民説明会を適宜開催。

注) 室蘭市ホームページの内容を元に、厚生労働省水道課が作成

2. 配水管の埋設及び情報連絡体制について

- (1) 配水管の埋設については、水道施設の技術的基準を定める省令第7条第12号ロに規定するとおり、埋設場所の諸条件に応じて適切な管の種類を使用すること。
なお、室蘭市の事例のように、ガソリン等の漏洩が予期せず生じる場合もあるため、溶剤浸透防護スリーブ等の防護措置や埋設場所の変更等について、必要に応じ、検討されたい。
- (2) 水道法第39条の2に規定するとおり、非常の場合における連携及び協力の確保が重要である。このため、水質汚染事故対策マニュアル策定指針のとおり、外部・内部の情報連絡を迅速・正確に行う必要があることから、市消防局を含め、関係機関と情報連絡体制を事前に定めておくこと。